社会福祉法人　中央福祉会

げんきな森中央保育園

重要事項説明書

1.施設運営主体

名称　　社会福祉法人　中央福祉会
所在地　　杵築市大字南杵築 972 番地
電話番号　　0978-62-3366
代表者氏名　　理事長　木元　洋一郎

2.利用施設

施設の種類　　保育所
施設の名称　　げんきな森中央保育園
施設の所在地・連絡先
　　大分市大字横尾 1986-1
管理者　　園長　木元　直美
利用定員　　2 号認定（保育認定）　3~5 歳児：36 名
　　3 号認定（保育認定）　0 歳児：4 名　1・2 歳児：20 名

実施する事業の種類
　　延長保育事業

新学期開設月日　　4 月 1 日

3.基本理念

目の前に広がる稲穂の大地。自然に恵まれ実りあるこの場所でたくさんの出会いや経験を通して喜びや感動、あたたかさを感じ、人が人として生きられるよう私たちは広い心で見守り、一人ひとりに寄り添います。

4.保育を提供する曜日・時間・休園日

提供する曜日　月曜日から土曜日まで
保育時間　　【保育標準時間認定を受けた方】
　　午前 7 時から午後 6 時まで（11 時間）
　　【保育短時間認定を受けた方】
　　午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 8 時間
・預かり保育（別途利用者負担があります）
　　短時間認定のこどもを標準時間認定と同じ時間内で預かります。

・延長保育（別途利用者負担があります）
午後 6 時から午後 7 時まで（全園児共通）
・休園日　日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
理事長が休日と認めた日（台風など）
感染症等で保健所から指示があった日

5.職員体制

当園では、教育・保育の実施に必要な職員として、以下の職員を配置しています。

園長	1 名
主任保育士	1 名
保育士	12 名以上
調理員	３名（内栄養士は 1 名以上）
その他職員	状況に応じて子育て支援員等配置する場合あり

6.提供する教育・保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚労省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1)保育及び時間外保育の提供

上記 4 に記載する時間において、保育を提供します。

(2)延長保育

上記 4 に記載する時間において、延長保育を提供します。

(3)送迎

保護者による送迎を基本とします。（送迎バスはありません）

7.給食等について

(1)提供方針

子どもたちの元気で健康な体づくりのため、主食・主菜・副菜・デザートを組み合わせ、バランスの良い食事を提供しています。

(2)提供方法

自園調理

(3)昼食・おやつ

保護者の方へは、毎月『給食だより』を配布します。

(4)アレルギー等への対応

使用する食材の中で、アレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。医師の診断書等（※）を提出いただき、除去するなどの対応をとります。

※診断書等は毎年 4 月に年一回提出をお願いしています。

(5)衛生管理等

園長・主任・栄養士・調理員・0 歳児担当職員は、毎月検便を実施しています。

他の職員は、年 1 回検便を実施しています。

8.保護者負担について

(1)入園に要する費用の負担（入園料等）は特にありません。

(2)入園後の費用負担

①毎月の保育料：市町村が定める保育料となります。

②給食に関する費用負担

「利用者負担に関する覚書書」を参照。※副食費については、免除制度有り。詳しくは市町村担当へご相談ください。

③その他別紙記載の費用負担あり

(3)上記の費用負担は毎月 20 日前後に集金袋を配布しますので、配布後 3 日間でお支払いをお願いします。

(4)上記の費用負担については、領収書を発行します。

(5)退園時、すでにお支払いいただいた費用について日割り計算は行っておりません。そのため返金はいたしませんのでご了承願います。

(6)その他必要な物品についてはご家庭で準備をお願いします。

9.当園の利用に際し留意いただきたいこと

(1)欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、その日の午前 9 時までにご連絡お願いします。

(2)お迎えが遅れる場合・お迎えに来られる方が変わる場合

お迎えが届出時間よりも遅れる場合は事前にご連絡ください。

お迎えに来られる方が、届出者以外になる場合（ご親戚の方など）は事前にご連絡ください。

(3)毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行っていただくようお願いします。

(４)発熱後の登園について

解熱して 24 時間経過した後登園して下さい

(５)感染症について

はしか・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、かかりつけ医師の許可の上登園をお願いします。

(６)投薬について

医療行為にあたるため、原則として行いません。個別にご相談ください。

(７)時間外保育が必要な場合

事前にお知らせください。

10.利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。
(1)2 号認定子どもが小学校に就学したとき。
(2)3 号認定子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
(3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11.嘱託医について
当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。
(1)内科
名称　　医療法人関愛会よつばファミリークリニック
所在地　　大分県大分市大字横尾 1859 番地
電話番号　097-520-8686

(2)歯科
名称　　きふね小児歯科
所在地　　大分市明野東 5-2-12
電話番号　097-503-1186

12.緊急時の対応
当園では、病気や怪我のため容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡し、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
緊急の時は、救急車を手配し、救急病院に搬送することもあります。
体温が 38 度以上あるときや嘔吐・下痢等で園児の体調が悪いときは電話連絡しお迎えに来てもらう場合があります。

13.賠償責任保険の加入
(１)公益社団法人全国私立保育園連盟
「ほいくのほけん」制度
① 園児団体傷害補償
死亡・後遺障害
入院
通院
② 園賠償責任保険
対人 1 名、1 事故

14.非常災害時の対策

避難訓練…毎月１回、消火・避難訓練を行っている。
防災設備…消火器、防犯カメラ、通報設備等の設置
避難場所…（一次）園入り口看板前
（二次）園駐車場もしくは、白水長久苑駐車場
避難時の児童の受け渡し方法…名簿による確認
年２回以上地震を想定した避難訓練を行っている。

15.教育・保育内容に関する相談・苦情

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

【げんきな森中央保育園　相談・苦情担当】

相談・苦情解決責任者	木元　洋一郎　社会福祉法人中央福祉会理事長
	木元　直美　　げんきな森中央保育園園長
相談・苦情受付担当者	主任保育士
第三者委員会	木津郁也（福祉関係者）
	佐藤日出美（地区代表）
	保護者代表
受付方法	面接・文書・子育て相談箱などで受け付けております。

2024年４月改訂
2026.4月.改訂